

ふるさと納税を活用した名古屋市NPO支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 ふるさと納税制度を活用した名古屋市NPO支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱の定めによる。

(目的)

第2条 この補助金は、ふるさと納税によるNPO支援寄附金を活用し、市民のNPOに対する寄附の促進を図るほか、資金調達にかかる広報等をはじめとする取り組むべき活動の試行を促進、支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) NPO 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（以下「法」という。）に規定する特定非営利活動法人及び市長が別に定めるものをいう。
- (2) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第266号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の12の2に規定する寄附金をいう。
- (3) ふるさと納税制度 ふるさと納税を行うことにより所得税等の控除が受けられる制度をいう。
- (4) NPO支援寄附金 NPOへの支援を目的として本市が受け付けるふるさと納税を財源とする寄附金のうち、支援先のNPOを指定することができるものをいう。
- (5) プロジェクト NPO支援寄附金を活用した本市の支援を希望するNPOが、寄附の使途として登録した事業をいう。

(NPOへの支援及び限度額)

第4条 NPO支援寄附金は、寄附額の一部をNPOへの補助金に充て、寄附者への返礼品の提供は行わないものとする。

- 2 前項に規定する補助金の額は、NPO支援寄附金のうち当該NPOを支援先として指定して寄附された額に10分の7を乗じた額と市長が別に定める額のいずれか低廉な額を限度額とする。
- 3 前項に規定する限度額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(本市事業等への充当)

第5条 NPO支援寄附金のうち次の各号に掲げる額については、寄附受付における事務経費及び本市が実施するNPO支援事業に要する経費に充てる。

- (1) 支援先として単一のNPOを指定せず寄附された額
- (2) プロジェクトを登録したNPO以外を指定して寄附された額
- (3) プロジェクトを登録したNPOを指定して寄附された額から前条第2項に規定する限度額を控除した額
- (4) 第27条に基づく取消額

(補助事業)

第6条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、補助事業を実施する者（以下、補助事業者）という。）が行う事業のうち、次の各号の全てに該当する事業とする。

- (1) その事業が補助事業者の定款に定められた法第2条第1項に規定する特定非営利活動であること。
 - (2) 事業を実施する場所が名古屋市内もしくはその事業の受益対象者に不特定かつ複数の名古屋市民が含まれること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は補助事業としない。
- (1) 専ら特定の法人及び個人の利益の追求または資産形成を目的とした事業
 - (2) 宗教的活動及び政治的活動を目的とした事業
 - (3) 法令に違反する事業、公序良俗に反する事業
 - (4) その他、市長が適切でないと認める事業

(補助事業者)

第7条 補助事業者は、次の各号をすべて満たすNPOとする。

- (1) 名古屋市内に法人の主たる事務所を有すること。
- (2) NPOとして、継続して1年以上の活動実績があること。
- (3) 名古屋市市民活動推進センター運営要綱第5条に規定するセンター利用における登録団体であること。
- (4) 法令に違反する事業、公序良俗に反する活動等を行っていないこと。
- (5) 補助金の交付実績が2回以内であること。
- (6) 第9条によるプロジェクトの登録がなされていること。
- (7) その他市長が別に定める条件を満たしていること。

(補助対象経費等)

第8条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第6条に規定する補助事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費を除くものとする。ただし、市長が特に必要と認めるものはこの限りでない。

- (1) 施設整備その他のハード事業を行うための経費
- (2) 飲食費
- (3) 慶弔費
- (4) 積立金
- (5) 利用料及び会費等の免除、減免、一部支援を行うための経費
- (6) 他の公的補助制度等の補助金等の額
- (7) 消費税及び地方消費税における仕入控除税額
- (8) その他、市長が適切でないと認める経費

(プロジェクトの登録)

第9条 プロジェクトの登録を希望するNPOは、プロジェクト登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に登録申請するものとする。

- (1) 誓約書（様式第1号の2）
 - (2) 事業計画書（様式第1号の3）
 - (3) 収支計画書（様式第1号の4）
- 2 登録申請するNPOの監事は、前項の収支計画書について内容を確認し、署名又は記名押印しなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する書類のほか、必要な書類を提出させることができる。
- 4 市長は、プロジェクト登録申請が第6条から第8条（ただし、第7条第6号を除く。）に規定する要件を満たしていると判断できた場合には、プロジェクトを登録し、NPO支援寄附金の支援先として指定するものとする。
- 5 前項のプロジェクト登録は、登録年度に限り有効とする。

(交付申請)

第10条 補助事業者はプロジェクト登録申請の際、交付申請書（様式第2号）を併せて提出するものとする。

(交付決定)

第11条 市長は、第10条に規定する交付申請に対して速やかにその内容を審査し、交付申請について適当と認めたときは交付決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において交付申請に適當でない部分があると認めるときは、交付申請のうち適當と認める部分に限り交付決定する。
- 3 前項の場合において、市長は適當でないと認めた理由を補助事業者に通知するものとする。

(プロジェクトの登録の辞退)

第12条 第9条の規定によりプロジェクトに登録されたNPOが、当該プロジェクトの登録を辞退する場合はプロジェクト登録辞退届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の辞退をしたNPOの第10条の規定による交付申請及び第11条の規定による交付決定は、これを無効とする。

(プロジェクトの登録の抹消)

第13条 市長は、プロジェクトに登録されたNPOについて、次の各号に掲げる事実が認められた場合には当該プロジェクトの登録を抹消するものとする。

- (1) 第6条に規定する要件を満たさなくなったとき。
 - (2) その他、補助事業者としてふさわしくない行いがあったとき。
- 2 前項のプロジェクトの登録を抹消されたNPOの第10条の規定による交付申請及び第11条の規定による交付決定は、これを無効とする。

(事業実施期間)

第14条 補助事業の実施期間は、第11条の規定による交付の決定の日から当該年度の3月31日までの期間とする。

(事前着手)

第15条 補助事業者が第11条の規定による交付決定の日より前に補助事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、事前着手届（様式第5号）を提出したときは、この限りではない。

(NPO支援寄附金の募集)

第16条 寄附金を募集するにあたり、補助事業者から提出された次の各号に規定する書類をウェブサイト等で公開し、補助対象事業の広報に努めるものとする。

- (1) 事業計画書、収支計画書（様式第1号の3、4）
- (2) 変更後の事業計画書、変更後の収支計画書（様式第7号の2、3）
- (3) 事業報告書、収支決算書（様式第11号の2、3）
- (4) その他市長が定めるもの

2 前項の寄附金の募集期間は市長が別に定める。

(補助上限額)

第17条 市長は、前条による募集の終了後、第4条の規定に基づき限度額を決定し、補助上限額通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする

(事業計画の変更)

第18条 補助事業者は、提出した事業計画に変更が生じたときは速やかに事業計画変更申請書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合はこの限りではない。

(1) 変更後の事業計画書（様式第7号の2）

(2) 変更後の収支計画書（様式第7号の3）

2 市長は、前項に規定する書類のほか、必要な書類を提出させることができる。

(事業の中止又は廃止)

第19条 補助事業者は、事業を中止（廃止）しようとするときは、事業中止（廃止）申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第20条 補助事業者は、第17条の規定による通知を受けた場合において、当該通知における補助金の交付決定の内容、又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付申請取下げ届（様式第10号）を市長の定める期日までに提出し、申請を取下げることができる。

(実績報告)

第21条 補助事業者は、補助対象事業終了後、当該年度の3月31日までに、事業実施報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする

(1) 事業報告書（様式第11号の2）

(2) 収支決算書（様式第11号の3）

2 補助事業者の監事は、前項の決算について監査し、収支決算書（様式第11

号の3)に署名又は記名押印しなければならない。

3 市長は、前2項に規定する書類のほか、必要な書類を提出させることができる

4 市長は、補助事業者から報告のあった第1項の事業報告書及び収支決算書等について速やかにウェブサイト等において公表するものとする。

(補助金の額の確定)

第22条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第23条 補助事業者は、確定した補助金額について交付請求書(様式第13号)を市長に提出し、市長は交付するものとする。

(事前交付請求)

第24条 前条の規定にかかわらず、補助事業者は、補助対象事業終了前に補助金の交付を希望する場合は、事前交付請求書(様式第13号の2)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する書類のほか、必要な書類を提出させることができる。

3 第1項の提出は市長が別に定める時までに行われなければならない。

(事前交付)

第25条 市長は、前条の提出があった場合は、適当と認める額を市長が別に定める期限までに交付するものとする。

(精算)

第26条 第25条の規定により事前交付をした額が、第22条の規定により確定した補助金額と異なる場合は、市長はその差額について交付又は返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を命ずる場合は第27条第2項の規定に準ずるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第27条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、補助金交付決定取消通知

書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付申請をしたとき
- (2) 補助金の交付決定内容又はこの要綱の規定に違反したとき
- (3) 第20条に定める申請の取下げがあったとき
- (4) 第21条に定める実績報告が、市長が別に定める期限までに提出されなかったとき
- (5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合において、既に交付した補助金があるときは、補助金返還通知書（様式第14号の2）により、市長の定める期日までに返還を命ずるものとする。

（検査等）

第28条 市長は、補助金における予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（書類の保存）

第29条 補助事業者は、当該補助金申請における関係書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から5年間保管しなければならない。

（委任）

第30条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。